

摂津市立認定こども園保育 I C Tシステム導入・運用保守業務
委託契約に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

摂津市立認定こども園（3園）において、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務の I C T化に必要なシステムの導入を行い、職員の業務負担の軽減及び保育の質の向上を図ることを目的とする。

このプロポーザル実施要領は「認定こども園管理運営事業」に係る業務委託の相手方候補を選定するための提案について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

2 委託業務名

摂津市立認定こども園保育 I C Tシステム導入・運用保守業務

3 予算上限（消費税及び地方消費税を含む）

5, 694, 000円（令和5年度 導入費＋運用保守費）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

また、予算額を超えてはならない。

4 業務委託期間

契約期間 契約締結の日から令和6年3月31日

導入期間 契約締結の日から令和6年2月29日

運用保守期間 令和6年3月1日から令和6年3月31日

※ただし、業務の進行スケジュール等を踏まえ、発注者との協議の上で期間の変更を可とする。

※本委託期間満了後4年間は、各年度当初に、受注者と別途保守委託契約を締結することにより、保育 I C Tシステムの運用を継続する計画であるため、少なくとも4年間は運用・保守が継続できることを条件とする。保守業務委託に係る予算は1, 690, 000円／年度を予定。

5 業務の内容

別添「摂津市立認定こども園保育 I C Tシステム導入・運用保守業務仕様書」のとおり。

6 選定方法

公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者を決定するものとする。

7 プロポーザル参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、1事業者が参加する場合にあつては、次に掲げる(1)から(8)までの要件を満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあつては、すべての構成員が次に掲げる(1)から(8)までの要件を満たし、かつ構成員のいずれかが(9)の要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和5年11月24日以降の期間において、摂津市入札参加停止要綱(平成18年11月1日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 手形交換所又は電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は当該プレゼンテーションの日の前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出している者でないこと。
- (4) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく、更生手続開始の申立てが行われていないこと。また、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく、再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び暴力団員、また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (8) 保育所等を運営する他の地方公共団体において、10団体・100施設以上での導入・運用保守実績があること。

なお、導入・運用保守実績は、公立認定こども園における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とし、機能単体システム(午睡チェックシステム等)の実績は認めない。

また、運用の実態を伴わない可能性があることから、システムの無償提供も実績には含まない。

- (9) 共同企業体にあつては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当プロポーザルに参加しない者であること。

8 参加申込手続き

(1) 受付期間

令和5年11月24日(金)から令和5年12月4日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(3) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式１）
- ② 会社概要兼参加資格審査確認書（様式２）
- ③ 業務実績調書（様式３）
- ④ プライバシーマーク又は ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の登録証の写し
- ⑤ 商業登記簿謄本（提出日前３か月以内に発行されたもの。写し可）
- ⑥ 財務諸表等（法人の場合は前年分の貸借対照表、損益計算書の写し。個人の場合は前年分所得税の確定申告書（第一表）・損益計算書（収支内訳書）・貸借対照表等の写し）

※本市の入札参加資格をお持ちの業者は、⑤及び⑥の書類は不要。また、受託候補者が本市の入札参加資格を持っていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前３か月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。

※共同企業体にあつては、代表構成員は①から⑥までの書類、代表構成員以外の構成は②から⑥までの書類を提出すること。

(4) 提出部数

各１部

(5) 提出方法

提出先に直接持参又は郵送（郵送の場合は提出期限までに必着）

(6) 提出先

摂津市三島一丁目１番１号

摂津市教育委員会事務局次世代育成部こども教育課（新館６階）

電話 ０６－６３８３－１１８４

9 本業務に関する質問

(1) 質問方法

質問内容を「質問書（様式４）」に記載し、電子メールで提出すること。

(2) 質問受付期間

令和５年１１月２８日（火）午後５時１５分まで

(3) 質問先

電子メールアドレス kodomo-kyouiku@city.settsu.osaka.jp

(4) 回答方法

令和５年１１月３０日（木）までに、摂津市ホームページに質問者の名称等を伏せたうえで、全ての質問事項に対する回答を掲載する。

※様式によらない質問書や受付期間を過ぎた質問書は一切受け付けない。

※質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対しこども教育課から電話等で

確認を行うことがある。

※回答により事業者選定に公平性を損なうと判断した場合は、その質問に対する回答を行わない。

1 0 企画提案書等の提出

(1) 提出品目及び提出部数

① 企画提案書（様式 5）

正本 1 部

② 業務実施体制・協力体制記載書（様式 6）

正本 1 部、副本 9 部

③ 企画内容記載書（自由様式）

正本 1 部、副本 9 部

※会社概要、同様案件の実績、システムの概要（カタログ、機能一覧等）、導入スケジュール案、運用・保守体制等を記載すること。

④ システム機能要件（様式 7）

正本 1 部、副本 9 部

⑤ 費用見積明細書（自由様式）

正本 1 部、副本 9 部

※費用を導入費（初期費用）と保守運用費（月額費用）に分け、それぞれ見積額とシステム使用料等の内訳がわかるよう記載すること。

※令和 5 年度分（導入費＋運用保守費）と令和 6 年度以降の各年分（4 年間）（運用保守費）の内訳を記載すること。

(2) 自由様式の形式

原則として A 4 版縦、横書き、左綴じとする。（白黒印刷、カラー印刷のいずれでも可。）

※書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること。

(3) 企画案数

参加者 1 者につき 1 案とする

(4) 提出期限

令和 5 年 1 2 月 8 日（金） 午後 5 時 1 5 分まで（必着）

(5) 提出方法

8 (5) に同じ

(6) 提出先

8 (6) に同じ

1 1 プレゼンテーションの実施

(1) 企画書提出後、実際に導入するシステムや端末等を用いたデモンストレーションを含むプ

プレゼンテーション審査を行う（ただし、応募者多数の場合は、提出書類による一次審査を行い、上位3者程度でプレゼンテーションによる審査を行うものとする）。その後、速やかに選定し、各提出業者にその結果を通知する。

(2) プレゼンテーション審査における内容・時間配分は以下のとおりとする。

① 本企画提案内容やシステム機能等の説明 30分以内

② デモ機を使ったデモンストレーション（具体的な機能や操作性・視認性等の説明を行うこと。） 40分以内

※審査員が操作可能なデモ機を複数台用意し、審査員に対して操作説明を行うものとする。

③ 本企画提案内容等への質疑応答 20分以内

(3) プレゼンテーションは、本企画提案のプロジェクトマネジャー（全体統括担当）が担当すること。また、参加人数は各提案事業者5名以内とする。

(4) 提案書提出時に添付していない資料を新たに提出することはできないこととする。

(5) プレゼンテーションに必要なプロジェクター及びスクリーンは発注者で用意するが、その他機器（パソコン等）については、提案事業者が用意すること。

(6) プレゼンテーション（デモ含む）にあたり、インターネット環境が必要な場合は、提案事業者が用意すること。

(7) 業務の実施に当たっては、摂津市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

1.2 審査基準及び採点

(1) 摂津市立認定こども園保育 ICT システム導入・運用保守業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者を決定するための方法及び評価基準を示し、プロポーザル参加者の行う提案の具体的な指針として、「摂津市保育園 ICT システム導入・運用保守業務委託 公募型プロポーザル評価基準」（以下、「評価基準」という。）を定める。

(2) 選定委員会委員は、提案事業者からのプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき採点を行う。

(3) 選定委員会委員それぞれの採点結果の平均値（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位で四捨五入する。）を提案事業者の得点とする。

1.3 受注候補者の決定

(1) 提案事業者のうち、得点が最も高い者を受注候補者とする。なお、得点が同点の場合は、選定委員会委員の協議により決定する。

(2) 提案事業者が1者のみであった場合は、評価基準に定める最低基準点を満たしている場合に関し、その者を受注候補者と決定する。

1 4 審査結果の通知

審査結果は摂津市ホームページで、次のとおり公表する。なお、受注候補者以外の事業者は公表しない。

- ・ 受託候補者名
- ・ 全参加者の名称（五十音順）
- ・ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

なお、審査の経緯及び結果に対する異議の申立て並びに合計点及び順位以外の評価内容の開示請求には応じない。

1 5 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- (1) プロポーザル手続きにおいて提出すべき書類について、この実施要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかった場合。
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合。
- (4) プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合。
- (5) 実施要領等に違反すると認められた場合。
- (6) 見積書の金額が提案上限額に定める額を超過したとき。
- (7) その他、著しく信義に反する行為があった場合。

1 6 業務の委託

選定委員会で選定された企画書の提出者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

なお、選定された者が、摂津市立認定こども園保育ICTシステム導入・運用保守業務委託契約に係るプロポーザル参加表明書を提出した後に資格要件を満たさないことが判明した場合は、契約の締結を行わない。

1 7 契約に関する事項

市と受託候補者は本システムの要件について協議し、仕様書を確定させたうえで契約を締結する。ただし、以下のいずれかに該当し、受託候補者と契約が締結できない場合には、次に得点が高い者から順に契約交渉を行う。

- ① 受託候補者が審査後、本要領7に定める「参加資格要件」を満たすことができなくなったとき。
- ② 受託候補者と契約交渉が成立しないとき。
- ③ 受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。

④ その他の理由により、受託候補者と契約の締結が不可能となったとき。

1 8 その他

- (1) 企画書等は、返却しないものとする。また、提出期限以降における企画書等の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 企画書等の作成及び提出、プレゼンテーションの実施等、企画提案競技への参加に関する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、摂津市立認定こども園保育 I C T システム導入・運用保守業務に対する対応姿勢等、業務能力を有する事業者を選定するものであり、提案されたシステムについては、実際の準備・実施段階において変更等を行うことがある。
- (4) 審査の経緯及び選考結果についての異議申立ては受け付けない。
- (5) 企画書等について、摂津市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。
- (6) プロポーザル参加を辞退する者は、令和 5 年 1 2 月 1 3 日（水）午後 5 時までにプロポーザル参加辞退届（様式 8）をこども教育課に提出するものとする。

1 9 日程

以下の日程で行うこととする。

内容	日時
(1) 質問受付期間	令和 5 年 1 1 月 2 8 日（火）午後 5 時 1 5 分
(2) 質問に対する回答	1 1 月 3 0 日（木）午後 5 時 1 5 分
(3) 参加表明書提出期限	1 2 月 4 日（月）午後 5 時 1 5 分
(4) 企画提案書提出期限	1 2 月 8 日（金）午後 5 時 1 5 分
(5) プレゼンテーション審査実施通知	1 2 月 1 2 日（火）（予定）
(6) プレゼンテーション審査	1 2 月 1 8 日（月）
(7) 選定結果通知	1 2 月下旬（予定）
(8) 委託契約	1 2 月下旬（予定）